調布市シンボルマーク・市制施行 60 周年ロゴ 募集要項

1 シンボルマーク・ロゴ募集の目的

調布市は、来年(平成27(2015)年)、市制施行60周年を迎えます。市制施行60周年を記念して、先人が築きあげてきたこれまでの歩みを振り返るとともに、調布の魅力ある資源を将来へと継承していきたいと考えています。

市制施行60周年の節目を「大きく変貌し、発展していくまち・調布」の本格的な幕開けと位置付け、6年後の東京オリンピックをも見据え、魅力あるまちづくりを市内外に PRをしていきます。

~大きく変貌するまち、調布~

調布のまちは今,市制施行以来最大規模の大きな変貌を遂げつつあります。平成24年8月に京王線の地下化が実現し、地下化に連動する都市基盤整備など、21世紀の調布のまちの骨格づくりを着実に進めています。

同時並行で、調布駅周辺には、鉄道敷地の複合商業ビルの計画、2020年のオリンピック会場ともなる都立武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)の建設が進行しています。

調布市は、調布を新たに訪れる人、それから、住んでいる人に対しても、調布のまちが ハード面だけではなく、ソフト面を含めて、利便性や快適性が高く、賑わいも創出され、 魅力あふれるまちになっていく、ということを市内外に発信していきたいと考えています。

応募を予定している皆様

大きく変貌する『新生・調布』を思い描きながら、遊び心もある、センス溢れる作品を応 募してくださいますようお願いいたします。

2 募集内容

- (1) シンボルマーク テーマ「大きく変貌し、発展していくまち・調布」
- (2) 市制施行60周年ロゴ 調布市制施行60周年を表すロゴ



<シンボルマークの例> 注意:このシンボルマークの例は、 今回のテーマに即して作成 していません。 ① 日本語横文字 例: 市制施行60周年

② アルファベット横文字 例: Chofu 60th Anniversary

3 作成基準

(1) 応募様式の所定の枠内に収まる大きさで作成してください。

- (2) デザインデータは形式を JPEG または GIF とし、データサイズは5MB以内としてください。
- (3) 出来るだけ多くの人に見分けやすい配色を選ぶ、色を見分けにくい人にも情報が伝わるようにするなど、ユニバーサルデザインに配慮したデザインに努めてください。
- (4) 単色・モノクロで使用したり、縮尺を変えて使用する場合でも、イメージや安定感 が損なわれないデザインとしてください。

4 採用したシンボルマーク・ロゴの活用

- (1) 市制施行60周年記念事業に係る印刷物・ポスター・市報・各種資料等に活用します。
- (2) シンボルマークは、今後、市制施行60周年記念事業のみならず、今後の調布の魅力発信において、様々な分野で活用します。

5 賞品

採用された応募者には、次の賞品を贈呈します。

- (1) シンボルマーク 商品券5万円分
- (2) ロゴ 商品券3万円分
- ※ シンボルマーク・ロゴともに採用された応募者には、上記(1)(2)合計分の商品券 (8万円分)を贈呈いたします。

6 応募資格

在住・在勤・在学、年齢、プロ・アマなど一切問いません。

7 応募方法

- (1) 必ず所定の応募様式(電子データ)で応募してください。※ 応募様式は市ホームページからダウンロードしてください。
- (2) お一人何作品でも応募できますが、応募様式1通につき1作品です。

- ※ シンボルマークとロゴを同時に応募することは可能です。
- (3) 応募作品1点ごとに、所定の応募様式に必要事項(氏名【フリガナ】、年齢、郵便番号、住所、性別、職業【学生の場合は学校名・学年】、連絡先【電話・FAX・電子メールアドレス】、簡単な作品説明【200字以内】)を記載の上、電子メールで送信してください。

《応募先》電子メール: 60th@w2. city. chofu. tokyo. jp

調布市行政経営部政策企画課シンボルマーク担当

8 応募締切

平成27年1月6日(火)午後5時 必着

9 選考方法

今後、組織する「調布市シンボルマーク・市制施行60周年ロゴ選考委員会(仮称)」 において選考し、決定します。

10 採用するシンボルマーク・ロゴの発表

平成27年2月下旬頃(予定) (ホームページで発表するほか,市報等にて掲載予定)

11 その他留意事項

- (1) 応募作品は、必ず電子データ(JPEG または GIF)で応募してください。
- (2) 応募された作品の著作権、商品化権、使用権、商標権その他一切の権利は、調布市に帰属するものとします。
- (3) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品にて御応募ください。
- (4) 作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (5) 送付頂いた応募デザイン案のデータは返信しません。
- (6) 応募作品は、提出後に修正することはできません。
- (7) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過のお問い合わせには対応でき

かねますので御了承ください。

- (8) 他のコンペティションへの二重応募は認められません。
- (9) 調布市が公表するまでの間は、デザイン案を製作関係者以外の方に公表しないでください。
- (10) 応募作品が、既発表のデザインと同一または酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合(応募後に侵害となった場合を含む)、本募集要項に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (11) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。調布市では一切の責任を負いかねます。 なお、応募作品に関連して、調布市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (12) 採用されたデザイン案は、加工または調整させていただく場合があります。
- (13) 市制施行60周年ロゴに採用された応募者には、別途タテ書き(ヨコ書き)バージョンの作成を依頼する場合があります。(別途、御相談させていただきます。)
- (14) 未成年の方については、受賞した場合に親権者の同意書が必要となります。
- (15) 御応募いただいた方の氏名,電話番号等の個人情報については,作品の選考以外の目的には使用しません。
- (16) 採用された応募者は、公式ホームページや市広報等に公表する予定です。 個人情報(氏名等)の公表を望まない方は、その旨応募様式の通信欄に記載してくだ さい。
- (17) 募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合,調布市の判断により決定します。
- (18) 応募の時点で、この募集要項記載事項に同意したものとします。

12 参考資料(市ホームページに掲載)

- (1) 調布市総合計画
- (2) 調布市基本計画(平成25年度から平成30年度まで)の時点修正に関する取組
- (3) 調布市修正基本計画(検討案)
- (4) その他 市ホームページ等を参考にしてください。